成年年齢の引き下げに伴う消費者被害への対応について

日本司法書士会連合会

1 現状

(1)「未成年者」であるか否かによって線引きする取扱いについて

取引においては、契約当事者につき「未成年者であるか否か」によりその扱いに差 異を設けている場合が少なくない(契約書につき未成年者の場合は親権者の同意欄が 設けてある等)。

民法における「制限行為能力者」であるか否かの基準【民法基準モデル】。

現在の消費者トラブルの実態をみると、20歳になると相談件数が増加する傾向が みられる(平成28年9月20日消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・ グループ第1回資料2等)。

(2) 実務における「若者」の消費者被害(トラブル)について

20歳代前半の若者につき、大学等で蔓延するマルチ商法の事案(特定負担を捻出するために消費者金融からの借り入れを強要されるケースもある)、アダルトサイト架空請求事案において、多額の金銭を詐取されるケース(プリカ詐欺)、訪問販売による勧誘を断りきれずに契約を締結するに至るケース、美容医療におけるトッピング治療によるトラブル等、多様な取引被害が発生している。

一方、13歳から18歳程度の「未成年者」については、あくまでも具体的に対応 した事案ベース限りではあるが、親権者のクレジットカードを無断で利用し、インタ ーネット上で高額決済をしてしまうケース(スマホゲームのガチャ、有料アプリのダ ウンロード等)など、非対面(ネット取引)におけるトラブル事案が突出している。

2 考察および意見

(1)未成年であるか否かの線引き基準の限界

上記1を踏まえると、<u>「未成年者」であるか否かの線引きは、取消権に加え、若者</u>の取引被害を未然に防止する効果(セーフティネット)があるものといえる。

一方で、「成年」に達したことを境に、一気にこうしたセーフティネットの埒外に 置かれるため、多様な消費者被害に巻き込まれる事態となる。

以上からすれば、成年年齢を18歳に引き下げる場合は、既に指摘がなされているように、18歳に達した若者の消費者被害が増加することは容易に想起できる。

(2)問題の本質は何か

上記のような、若者(未成年者および成人に達して間もない20歳代前半の者)を 当事者とする消費者被害が発生する要因としては、若者の知識・経験・交渉力・判断 力等の不足が考えられる。

すなわち、問題の本質は、成年年齢に達した時点を境に、「取引耐性の脆弱な」若者が、いわば"丸腰"で市場に送り出される(セーフティネットの埒外に置かれる)という点にあり、以上を踏まえると、「未成年者であるか否か」の基準とは別に、上記本質を踏まえた対応が必要になるといえる。

成年者も含む若者に対する法律上の手当ての必要性

(3)「法律上の手当て」に関する一案

ア 若者の判断力不足等に乗じた行為に関する規律

消費者基本法において事業者の責務として、「消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産状況等に配慮すること」が掲げられている(消費者基本法5条3号)。

そこで、上記を根拠として、事業者につき、具体的に「若者の判断力の不足に乗じて契約を締結させること」及び「その知識、経験、資力に適合しない契約を締結させること」を禁止する、あるいはこうした事態を回避するための注意義務を規律することが考えられる¹。

個別の取引類型に応じた特別法における規律とするか、消費者契約法における規律とするかについては十分な議論が必要。

また、こうした規律のみでは不十分であると考えられる取引類型については、行為 規制に加え、民事規定(例えば、上記注意義務違反を根拠とする一種の撤回権の創設) を設けることも考えられるのではないか。

イ 継続的な消費者教育

消費者側については、幼い年齢からの継続した消費者教育の徹底が必要である。

¹ 現行法では、「未成年者」につき、例えば、特定商取引法では「連鎖販売取引」及び「業務提供誘引販売取引」につき、「未成年者その他の者の判断力の不足に乗じ」で契約を締結させることを禁止行為としている(特商法38条、56条、規則31条6号、46条2号。この立法趣旨を「判断力の不足」に求めるのであれば、あえて「未成年者」に限定する必要はなく、これを「若者」とする余地はあるといえる。